平成２３年（フ）第７８９３号
東京都東村山市萩山町１丁目14　萩山町１丁目アパート１―205
債務者　佐野　作一
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７８９４号
東京都新宿区市谷仲之町２―44―503
債務者　前田　亜紀
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７８９５号
東京都世田谷区新町１丁目20―13　第２コーポセイワ105
債務者　亀谷　英子
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７８９９号
東京都日野市落川810　都営落川第２アパート９―307
債務者　神戸　尚宏（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７９１８号
東京都葛飾区東金町１丁目16―２―301
債務者　安部　　潔
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７９２１号
東京都板橋区高島平２丁目32―１―1317
債務者　片柳　啓子
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２８８号
横浜市中区新山下２丁目11番８―302号
債務者　水石　富子
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３４９号
横浜市神奈川区台町10番地27　コートハイム横浜606号室
債務者　松橋　　恵
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４３８号
横浜市南区永田東１丁目17番37号　アサクラハイツ井土ケ谷Ａ棟201号
債務者　五十嵐　望
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４６１号
横浜市鶴見区駒岡４丁目12番５号
債務者　廣中　正樹
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４７３号
横浜市鶴見区下野谷町３丁目104番地の４
債務者　前田　治信
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６号
長野県小諸市大字御影新田2418番地５
債務者　高野　直美
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月10日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２３年（フ）第２６９号
愛知県知立市昭和６丁目１番地　知立団地73棟401号
債務者　高畑　信治
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月25日午後１時45分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３３号
大分県宇佐市大字川部1059番地
債務者　酒井　玲子
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月22日午後３時
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第３４号
大分県中津市豊田町14番地25　ひまわり21―1005
債務者　金子　五郎
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月22日午後３時15分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第１８１号
青森市金沢３丁目16番11号
債務者　小林　由夏
1　決定年月日時　平成23年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係